

平成20年6月13日  
 消 防 庁

## 住宅用火災警報器の普及状況の推計結果

総務省消防庁では、消防法の改正により設置義務化された住宅用火災警報器（[参考資料1](#)参照）の普及状況調査結果について、都道府県及び市町村（消防本部を置く場合は消防本部）から収集しました。

約3/4（世帯数シェア）の地域から調査結果が得られ、それぞれに調査時点が異なる各地域での普及状況調査結果について、消防庁独自の方式（[参考資料2](#)参照）により調査時点からの普及進展を考慮し、平成20年6月時点での普及率を算出（[資料1](#)、[資料2](#)参照）したところ、取扱いにあたっては[別添](#)に掲げる事項に注意が必要ですが、以下のような結果となりました。

未だ十分には普及が進んでいないところであり、総務省消防庁では、この結果を各都道府県消防主管部長等に通知するとともに、今後ともさらなる普及促進活動の推進を呼び掛けていくこととしております。

### 調査結果が得られた地域の普及状況推計結果の概要 （単位：万世帯）

既存住宅の義務化時期	義務化済み	H21義務化	H22義務化	H23義務化	全 体
調査結果が得られた地域の総世帯数	1,013	525	569	1,667	3,773
うち推計普及世帯数	414	137	346	447	1,344
消防庁推計普及率	40.9%	26.1%	60.8%	26.8%	35.6%

※ 総世帯数は平成17年国勢調査の結果による。また、四捨五入により各値の計算値が表中の値に一致しない場合がある。



（連絡先）

消防庁予防課

担当：地下（じげ）

電話：03-5253-7523

FAX：03-5253-7533